

## 花葉会会則 (2011/10/23)

### <名 称>

第一条 この会は「花葉会」という。

### <事務局>

第二条 この会の事務局を千葉大学園芸学部園芸学科花卉園芸学研究室におく。

### <会 員>

第三条 本会の会員は、千葉大学園芸学部花卉園芸学研究室並びに附属農場花卉部に在席した者、及び戸定会員で現在花卉関連業務に携わる者、  
(2) 内地留学生、研究生、聴講生、その他本会の主旨に賛同し、総会の承認を得て所定の手続きを終えた者とする。

### <目 的>

第四条 この会は会員相互の親睦、研さんと情報交換を図ると共に、花卉園芸界の発展に寄与することを目的とする。

### <事 業>

第五条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
①総会 ②親睦会 ③研究会 ④会報、名簿等の発行 ⑤功労者の表彰 ⑥その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

### <役員等>

第六条 この会に次の役員をおく。  
① 会長 1 名 ② 副会長 若干名  
③ 幹事長 1 名 ④ 副幹事長 3 名  
⑤ 年次代表幹事 若干名 ⑥ 幹事 50 名以内 ⑦ 会計監査 2 名  
(2) この会に名誉会長をおくことができる。  
(3) この会に顧問、相談役を若干名おくことができる。

### <役員等の選出と役目>

第七条 会長は総会の総意により推戴し、会務を総括し、会を代表する。  
(2) 副会長は総会の総意により推

戴し、会長を補佐し、会務を処理する。

(3) 幹事長は幹事の互選により選任し、幹事会を主催し、会を代表して会務を処理する。

(4) 副幹事長は幹事の互選により選任し、幹事長を補佐し、会務を処理する。

(5) 年次代表幹事は幹事の互選により選任し、世代の意見を集約し、会の運営に寄与する。

(6) 幹事は会員の中から互選する。

(7) 幹事は幹事会を組織し、議事を審議決定し、会の事業を執行する。

(8) 会計監査は会員の推薦により会長が選任する。

(9) 会計監査は会の会計を監査する。

(10) 名誉会長は会員の中から総会において推戴する。

(11) 顧問、相談役は会員の中から幹事会の協議を経て会長が委嘱する。

### <役員任期>

第八条 役員任期は 2 年とし、再選を妨げない。

### <会 計>

第九条 この会の経費は会費、寄付金、収益金をもってあてる。

(2) 本会の収支予算及び決算は幹事会の議決と会長の承認により定められ、決算は会計監査の監査を受けなければならない。

(3) 会計年度は毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日までとする。

(4) 会費は必要に応じ幹事会の議決と会長の承認により徴収する。

### <会 議>

第十条 総会は年 1 回とし、会長が召集する。

(2) 幹事会は必要に応じ、会長が召集し、会務事項について審議する。

(3) 総会の議事は出席会員の 2/3 以上の賛成がなければ議決できない。

### <会則の変更>

第十一条 この会則は総会の議決

を得なければ変更できない。

### <その他>

この会の細則については、幹事会にはかり、会長が決定する。

### <附 則>

この会則は昭和 56 年 9 月 6 日から実施する。

この会則は平成 9 年 10 月 26 日から実施する。

この会則は平成 10 年 10 月 17 日から実施する。

この会則は平成 13 年 9 月 29 日から実施する。

この会則は、平成 15 年 9 月 27 日より施行する。

この会則は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 21 年 10 月 10 日より施行する。

## 花葉会 役員 (2011/10/23)

相談役 : 岩井英明、魚躬詔一、小田善一郎

会計監査 : 河野幹司、篠田朗彦

名誉会長 : 横井政人

会 長 : 安藤敏夫

副会長 : 國分 尚、渡辺 均

幹事長 : 長岡 求

副幹事長 : 田中桃三、望田明利、武内嘉一郎

年次代表幹事 : 田中桃三、望田明利、武内嘉一郎、小笠原 誓、渡辺 均  
(年次順)

企画編集幹事 : 石川君子、小泉 力、鈴木 司、田旗裕也、松原紀嘉、宮田増美、村井千里、山口まり、山田幸子、

庶務会計幹事 : 上田善弘、小沢 勇、西原彩子、野本寿久、福永哲也

事業基金募集幹事 : 熱田 健、猪熊雅雄、大林修一、小笠原 誓、小黒 晃、久保田芳久、齋藤俊一、莊 智裕、鈴木邦彦、富山昌克、山下容子  
(五十音順)